

訪問型サービス(基準緩和型):サービスコード表【生活援助等中心とした基準を緩和したサービス】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位			
種類	項目								
A2	1121	訪問型独自サービス211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	891	1月につき			
A2	2121	訪問型独自サービス211日割		日割の場合	29	1日につき			
A2	1221	訪問型独自サービス212		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	1,769	1月につき			
A2	2221	訪問型独自サービス212日割		日割の場合	58	1日につき			
A2	1331	訪問型独自サービス213		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	2,812	1月につき			
A2	2331	訪問型独自サービス213日割		日割の場合	92	1日につき			
A2	2421	訪問型独自サービス221	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2	標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		215	1回につき	
A2	2521	訪問型独自サービス222		事業対象者・要支援1・2	生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合		134	1回につき
A2	2631	訪問型独自サービス223		事業対象者・要支援1・2		所要時間45分以上の場合		165	1回につき
A2	1421	訪問型独自短時間サービス／2		事業対象者・要支援2	短時間の身体介護が中心である場合		122	1回につき	
A2	C221	訪問型 高齢者虐待防止未実施減算211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象・要支援1・2 (週1回程度)		12単位減算	-12	1月につき
A2	C230	訪問型 高齢者虐待防止未実施減算211日割			1単位減算		-1	1日につき	
A2	C222	訪問型 高齢者虐待防止未実施減算212			事業対象・要支援1・2 (週2回程度)		23単位減算	-23	1月につき
A2	C223	訪問型 高齢者虐待防止未実施減算212日割			1単位減算		-1	1日につき	
A2	C224	訪問型 高齢者虐待防止未実施減算213			事業対象・要支援2 (週2回を超える程度)		37単位減算	-37	1月につき
A2	C225	訪問型 高齢者虐待防止未実施減算213日割			1単位減算		-1	1日につき	
A2	C226	訪問型 高齢者虐待防止未実施減算221		ロ 1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A2	C227	訪問型 高齢者虐待防止未実施減算222			生活援助が中心である場合 所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算	-2	1回につき
A2	C228	訪問型 高齢者虐待防止未実施減算223			生活援助が中心である場合 所要時間45分以上の場合		2単位減算	-2	1回につき
A2	C229	訪問型 高齢者虐待防止未実施減算短時間2			短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2	1回につき
A2	D221	訪問型 業務継続計画未策定減算211	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象・要支援1・2 (週1回程度)		12単位減算	-12	1月につき
A2	D230	訪問型 業務継続計画未策定減算211日割			1単位減算		-1	1日につき	
A2	D222	訪問型 業務継続計画未策定減算212			事業対象・要支援1・2 (週2回程度)		23単位減算	-23	1月につき
A2	D223	訪問型 業務継続計画未策定減算212日割			1単位減算		-1	1日につき	
A2	D224	訪問型 業務継続計画未策定減算213			事業対象・要支援2 (週2回を超える程度)		37単位減算	-37	1月につき
A2	D225	訪問型 業務継続計画未策定減算213日割			1単位減算		-1	1日につき	
A2	D226	訪問型 業務継続計画未策定減算221		ロ 1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A2	D227	訪問型 業務継続計画未策定減算222			生活援助が中心である場合 所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算	-2	1回につき
A2	D228	訪問型 業務継続計画未策定減算223			生活援助が中心である場合 所要時間45分以上の場合		2単位減算	-2	1回につき
A2	D229	訪問型 業務継続計画未策定減算短時間2			短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2	1回につき
A2	6001	訪問型サービス 同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はほか以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算			1月につき
A2	6003	訪問型サービス 同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算			1月につき
A2	6002	訪問型サービス 同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算			1月につき
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算					1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算					1日につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算					1回につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算					1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算					1日につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算					1回につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算					1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算					1日につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等提供回数		所定単位数の5%加算					1回につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算			200		
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上加算(Ⅰ)		100単位加算	100		1月につき
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A2	6112	訪問型 口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50		1回につき
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の245/1000 加算			
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の224/1000 加算			
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の182/1000 加算			
A2	6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の145/1000加算			
A2	6381	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の221/1000加算		廃止	1月につき
A2	6382	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ2				(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の208/1000加算		廃止	
A2	6383	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ3				(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の200/1000加算		廃止	
A2	6384	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ4				(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の187/1000加算		廃止	
A2	6385	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ5				(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の184/1000加算		廃止	
A2	6386	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ6				(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 所定単位数の163/1000加算		廃止	
A2	6387	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ7				(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 所定単位数の163/1000加算		廃止	
A2	6388	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ8				(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 所定単位数の158/1000加算		廃止	
A2	6389	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ9				(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 所定単位数の142/1000加算		廃止	
A2	6390	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ10				(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) 所定単位数の139/1000加算		廃止	
A2	6391	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ11				(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) 所定単位数の121/1000加算		廃止	
A2	6392	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ12				(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) 所定単位数の118/1000加算		廃止	
A2	6393	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ13				(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 所定単位数の100/1000加算		廃止	
A2	6394	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ14				(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 所定単位数の76/1000加算		廃止	